



資料 3

28 西審保福第 号

平成 28 年 月 日

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

第 4 期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な考え方(答申)

西東京市保健福祉審議会

会長 須 加 美 明

平成 28 年 10 月 13 日付 28 西健生第 808 号による諮問について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諒問事項

第 4 期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な考え方

2 答申事項

(1) 基本的な考え方

平成 24 年 8 月 6 日付 24 西審保福第 5 号「第 3 期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な考え方の答申書」により示した考え方及び基本的視点を踏襲し、「第 3 期地域福祉計画の取組を発展的に継続していくこと」を基本的な考え方として、第 4 期西東京市地域福祉計画を策定していくべきこと。ただし、これに当たっては、時間的な経過による必要な修正等を加え、この間の制度変更や社会情勢の変化を反映させること。

(2) 基本的視点

第 4 期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっては、次の事項につき検討を行い、反映されること。

- ① 地域福祉計画により実施する事業と地域包括ケアシステムとの整合を図ること。
- ② 生活困窮者自立支援制度について、地域福祉計画の中で位置づけること。
- ③ 地域福祉施策（特にネットワークの構築を目的とした事業）について、それぞれの事業について検証を行い、その結果により整理・統合が可能な点については、それを行うなど、市民にとってわかりやすいシステムを構築すること、又はそれぞれの事業の間で連携を進めることにより、それぞれの事業の効果をより高めていくための仕組づくりに取り組むべきこと。